

『8月の主な動き』

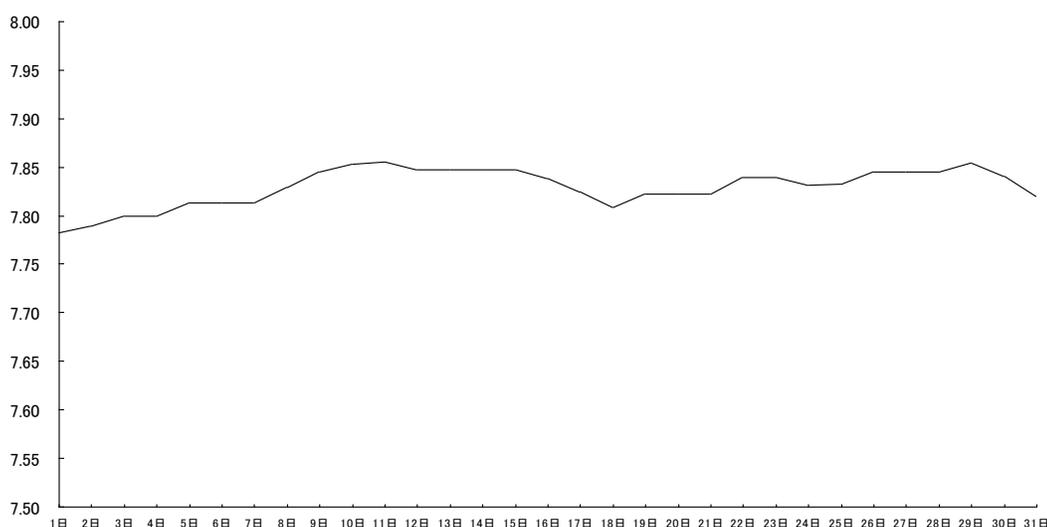
- 8月、対米ドル・ケツアル為替は1ドル=7.78~7.85の範囲で推移した。
- 8月、消費者物価指数は前年同月比で7.04%の上昇となり、年率では19ヶ月連続して上昇した。
- 8月、外国からの送金額は前月比で上回ると共に、2ヶ月振りに前年同月額を上回った。
- 8月1日より適用された新たな電気料金は、本年5月から7月期の料金と比べ最大12%値上がりとなった。
- 9日、カーク米通商代表は、グアテマラがDR-CAFTAによる労働条件を遵守していないため当国に対する労働仲裁を求める旨発表した。
- 29日、中米諸国は、本年6月に欧州委員会が作成した中米EU連携協定のスペイン語訳版の改訂作業を終了した。

1. 主な経済指標

(1) 為替レート（中銀）

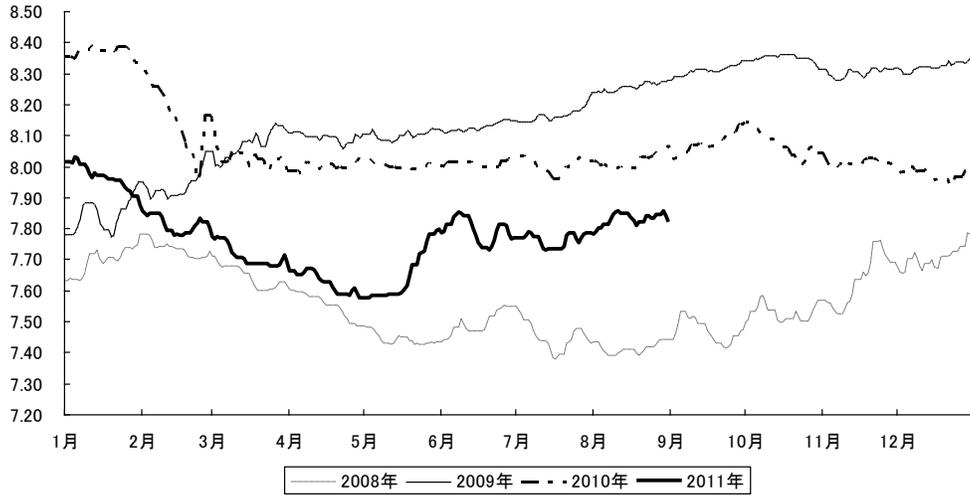
8月、ケツアルの対米ドル為替相場は、1ドル=7.78~7.85の範囲で推移した。8月31日時点の為替レートは同月初頭に比べ0.038ケツアル安ドル高の1ドル=7.820ケツアルであった。

ケツアル対ドル相場の推移：2011年8月



(出典：グアテマラ中央銀行)

ケツアル対ドル相場の推移：2008年-2011年

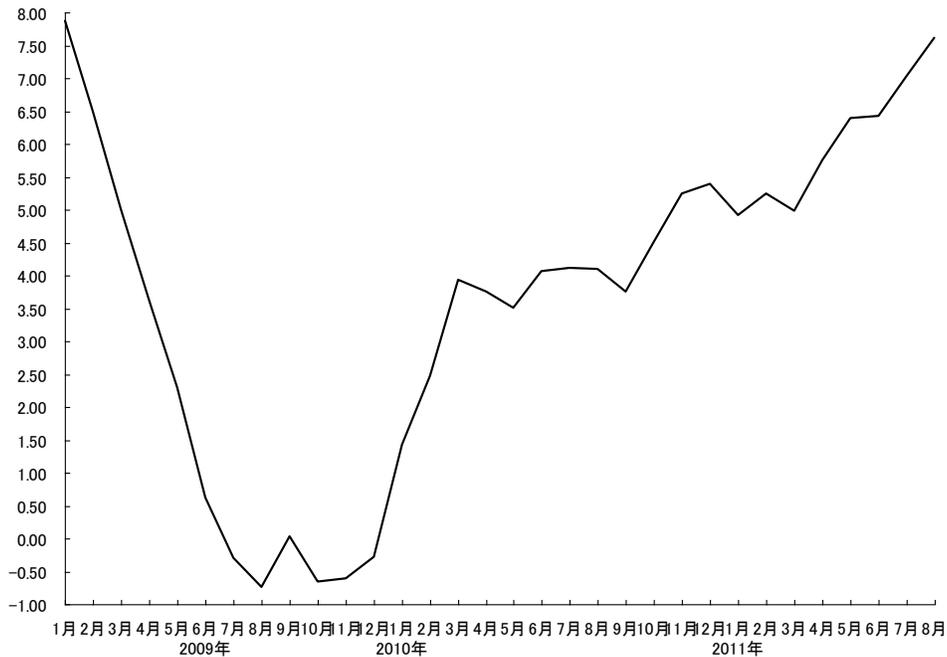


(出典：グアテマラ中央銀行)

(2) 消費者物価指数 (国立統計院)

8月、消費者物価指数は前月比で 0.60%の上昇となった。また、前年同月比では 7.63%の上昇となり、年率では2010年1月以降20ヶ月連続して上昇した。

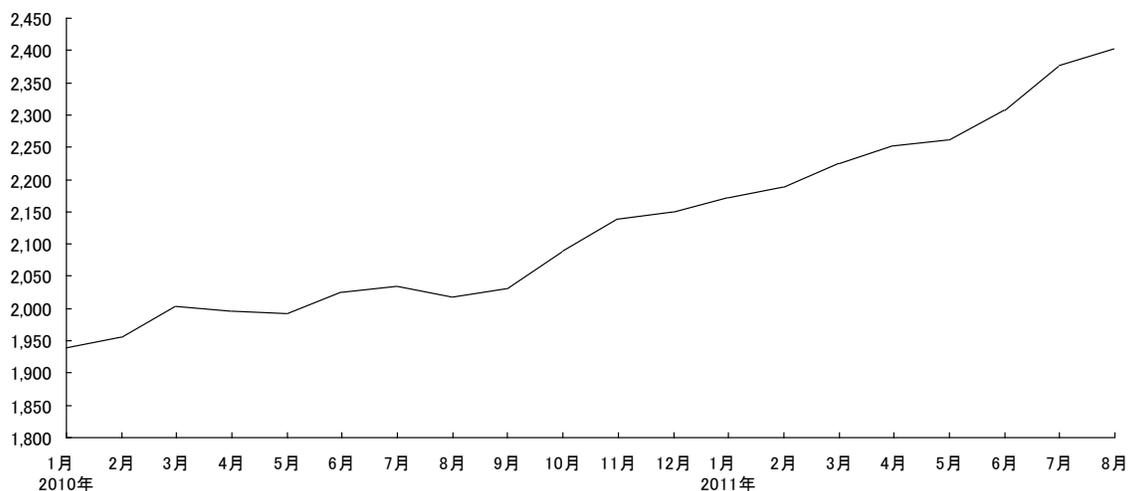
消費者物価変動率(対前年同月比:%)：2009-2011年



(出典：国立統計院)

基礎的食料品バスケット（Canasta Básica de Alimentos: 1 世帯 5.38 人分のカロリーとタンパク質の摂取を満たす最低限の食料 26 品目）価格は、前月比 27.30 ケツアル増の 2,403.30 ケツアル/月となった。

基礎的食糧品バスケット価格：2010-2011 年
(単位：ケツアル)



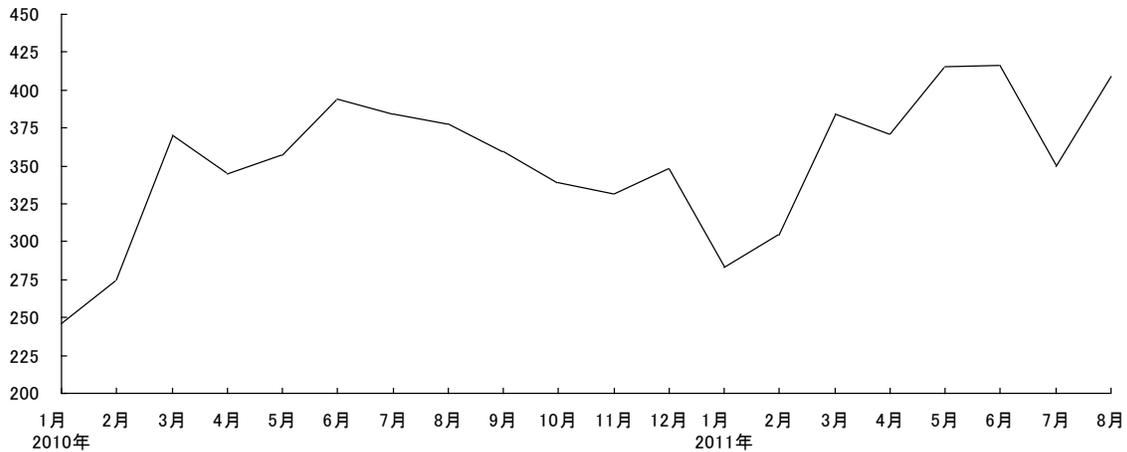
また、基礎的生活バスケット（Canasta Básica Vital: 基礎的食料品バスケットに、生活に不可欠な財と最低限のサービスを加えたもの）の価格も、前月比 49.81 ケツアル増の 4,385.58 ケツアル/月となった。

(3) 外国からの送金 (中銀)

8月、外国からの送金額は前月に比べ増加すると共に、前年同月比8.53%増の4億956万ドルとなり、2ヶ月振りに前年同月額を上回った。

外国からの送金額：2010-2011年

(単位：百万米ドル)



(出典：グアテマラ中央銀行)

2. 国内経済トピックス

(1) 電気料金の値上げ

8月1日より当国の電気料金は、本年5月から7月期の料金と比べ最大12%値上がりすることとなった。グアテマラ電気会社 (EEGSA) 供給地域における非社会的料金 (一月当たり301ワット/時以上の消費に適用) は、本年5月から7月までの料金と比べ0.21ケツアル (12.1%) 増となる1キロワット/時1.928ケツアルとなった。また、同社以外の2社の非社会的料金についても、それぞれ1キロワット/時1.785ケツアル (前年同期比0.03ケツアル増) 及び同1.946ケツアル (前年同期比0.10ケツアル増) となった。また、社会的料金 (一月当たりの消費量が300キロワット/時以下の利用者に適用) も値上がりし、1キロワット/時1.608ケツアル (EEGSA) から1.782ケツアル (Deorsa) となった。

(2) エコノミストグループによる財政関連提案

(ア) 当国を代表するエコノミストにより構成される財政合意推進グループ (Grupo Promotor del Pacto Fiscal) 及びG-40は、政府及び国会に対し、2012年度国家予算の管理、次期政権下における財政面での透明性確保関連法案の国会承認等包括的税制改革の実現に向けた提言を行った。デ・ボニージャ前中銀総裁は、「本件についてはすでに国会議員と議論を重ねている。」旨述べた。

(イ) G-40は、流動負債禁止の継続及びインフラ関連案件等契約に係る予算証明書の発行、

公的債務による公務員給与の支払いの禁止等を推奨すると共に、現在予算不足に陥っている総合財政管理システム(Siaf)の継続、右システムの市政への活用及び公的信託法の作成等本件関連法案の策定若しくは改正を提案した。また、G-40は、当国財政システムの近代化に向けた諸解決策(所得税の減税、付加価値税(IVA)システムの改善、歳出の取締まり等を盛り込んだ)は、2008年に行った提案を盛り込んだものである旨表明した。

(3) 当国のOECDブラックリスト掲載の可能性

23日、マンシージャ金融監督庁(SIB)長官は、「本年7月に当国を訪問したOECDミッションは、銀行法改革に進歩が見られない等当国の銀行秘密に対する取り組みに納得しておらず、今後当国がOECDによる租税回避地ブラックリストに掲載される可能性が非常に高い。現状の打破には国会審議が進んでいない銀行法の承認が不可欠である。」旨述べた。マンシージャ長官は、「本年に入り、既に7億ケツアル(約9,000万ドル)相当の資金移動を検察庁に告訴したものの、同額以上の(違法な)資金移動が存在する。」旨述べた。なお、これまで当国では、中東諸国、中国、パナマ、メキシコ、米国及びエルサルバドルとの間におけるマネー・ロンダリングが検出されている。

3. 対外経済トピックス

(1) DR-CAFTAに基づく労働条件改善要求関連動向

(ア) 9日、カーク米通商代表はコミュニケにおいて、グアテマラがDR-CAFTAによる労働条件を遵守していないことに鑑み、当国に対する労働仲裁を求める旨発表した。同代表は、「グアテマラは本件における改善策を講じているものの、現在まで対策は不十分に終わっている。当国は、自由貿易協定下における労働者権利の具体的な保護対策を講じる必要がある。」旨発表した。なお、米国による貿易協定枠組内の仲裁要求は今回が初めてである。一方、トレホ当国経済次官は、「米国は、労働一般調査局に労働関連法に違反する企業に対し制裁を加える権限の付与等、当国憲法で違法とされている対策を求めており、同国による今般の決定は残念である。今後、当国は防衛策を提示する予定である。他方、今般の仲裁要求が両国間の貿易関係を損なうことはない。今後、両国の見解を盛り込んだ提案作成に取り掛かる予定である。また、」旨述べた。

(イ) 11日、イジェスカス労働大臣は、「米国はDR-CAFTAの枠組で当国を提訴するための適切な手続きを踏んでおらず、当国には米国の主張に反論するに十分な法的議論がある。」旨述べた。同日、ベラスケス経済大臣は、「11日に行われた中米経済大臣審議会(COMIECO)のビデオ会議において、中米各国及びドミ(共)により当国への支持が表明された。」旨述べた。当国経済省によると、DR-CAFTAの枠組において提訴を行う場合、関係諸国労働大臣による労働委員会の招集が必要だが、本件について米国は右を行っていないとされる。

(2) 中米・メキシコFTAにおける規則等の統一化

22日付当地シグロ21紙は、中米・メキシコFTAにおける規則等の統一化に係る取り決めが本年10月7日に署名される予定であること、右により当国においては特に砂糖業界が恩恵を受ける見通しである旨報じた。本件署名により、当国から無関税でメキシコに輸出できる砂糖の総量は増加すると見込まれている。ベラスケス経済大臣は、「本年の対メキシコ砂糖輸出額は前年比14.7%増に達する見通しである。」旨述べた。一方、当国主要産品のバナナについては、メキシコが当国は食物検疫基準を満たしていないとして輸入していないため、規則等の統一化への署名による影響は少ないと考えられる。また、当国コーヒー業界は本件に期待を抱いており、ビジャヌエバ全国コーヒー協会(ANACAFE)会長は、「現在、当国産コーヒーの対メキシコ輸出には73%の関税が課せられるのに対し、メキシコ産コーヒーの当国輸入の関税率は僅か15%である。今般の規則統一化により両国間コーヒー貿易における関税率が均等となり当国産コーヒーの対メキシコ輸出額が改善されることが期待される。」旨述べた。

(3) 中米諸国による中米EU連携協定改訂作業の終了

29日、中米諸国は、本年6月に欧州委員会(EC)が作成した中米EU連携協定のスペイン語訳版の改訂作業を終了し右を欧州委員会に送付した。トレホ当国経済次官は、「中米諸国による本件スペイン語訳版の改訂作業等は終了した。今後、中米およびEU各国における本件の国会承認に取り掛かるであろう。また、中米およびEU各国大統領は、本年末に右協定に署名する予定である。」旨述べた。

(4) 在中国グアテマラ商業事務所開設の可能性

6日付当地エル・ペリオディコ紙は、経済省及び外務省が大統領府に対し中国における商業事務所開設へ向けた最終提案を提出した旨報じた。ベラスケス経済次官は、「中国における商業事務所(Oficina Comercial)開設へ向けた最終提案を既に大統領府に提出している。右提案は、今後数週間以内にコロン大統領及び閣僚の署名が得られる可能性がある。」旨述べた。同事務所には、商業及び外交部門に加え中国がラテンアメリカ地域において強い関心を示しているエネルギー鉱山部門の担当官も配置されるとの見通しである。ラックス当国前経済次官は、「当国は、2005年より中国における商業事務所開設に向けて同国に対し働きかけを行っていた。一方、中国には当国において同様の事務所を開設する予定はない(注:民間の中国・グアテマラ協力貿易会議所は既に設置されている。)」旨述べた。

(了)